

1 鹿児島県内 地域子育て支援拠点 一覧

地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）は、主に乳幼児の子どもと乳幼児の子どもをもつ保護者が相互の交流を行ったり、子育てについての不安や悩みの相談ができるほか、子育てに関する様々な情報提供を受けることができます。



（平成30年1月1日現在）

市町村名	センター名	施設住所	電話番号	母体保育園等
鹿児島市	地域子育て支援センター 松青ひろば	鹿児島市谷山中央4-4907-11	(099)268-3751	松青保育園
	地域子育て支援センター はらっぱ	鹿児島市緑ヶ丘町5-5	(099)244-1365	ふじヶ丘保育園
	地域子育て支援センター 上町わくわくランド	鹿児島市柳町3-20	(099)227-7656	同胞保育園
	地域子育て支援センター いっぺこっぺ	鹿児島市伊敷7-8-20	(099)228-2144	伊敷保育園
	地域子育て支援センター つくしびよびよ	鹿児島市紫原5-14-3	(099)201-3071	つくし保育園
	地域子育て支援センター わくわくパンダ	鹿児島市郡山町2519-5	(099)298-4010	郡山保育園
	地域子育て支援センター 花	鹿児島市牟礼岡1-3-1	(099)294-7850	むれが岡保育園
	地域子育て支援センター どんぐりひろば	鹿児島市喜入前之浜町7076-2	(099)343-0074	前之浜保育園
	すこやか子育て交流館(りぼんかん)	鹿児島市与次郎1丁目10番17号	(099)812-7740	鹿児島市こども政策課
	東部親子つどいの広場(なかもっち)	鹿児島市中町4番13号	(099)226-5539	鹿児島市こども政策課
	南部親子つどいの広場(たにっこりん)	鹿児島市西谷山1丁目3番2号	(099)266-6501	鹿児島市こども政策課
	北部親子つどいの広場(なかよしの)	鹿児島市吉野町3256番地1	(099)243-3255	鹿児島市こども政策課
	地域子育て支援センタードリームキッズ	鹿児島市石谷町1644	(099)813-7188	石谷の森保育園
	西部親子つどいの広場(いしきらら)	鹿児島市下伊敷1丁目10-3	(099)220-1200	鹿児島市こども政策課
	城南児童センター	鹿児島市城南町4-19	(099)223-0868	鹿児島市こども政策課
	三和児童センター	鹿児島市三和町21-23	(099)255-9915	鹿児島市こども政策課
	郡山児童センター	鹿児島市郡山町39-4	(099)298-3144	鹿児島市こども政策課
鹿屋市	つどいの広場“ふれあい”(串良ふれあいセンター)	鹿屋市串良町有里507-1	(0994)63-5030	鹿屋市子育て支援課
	つどいの広場“ひよこ”(東地区学習センター)	鹿屋市新川町114-2	(0994)31-1190	鹿屋市子育て支援課
	つどいの広場“ひまわり”(西原地区学習センター)	鹿屋市西原2丁目2番3号	(0994)31-1193	鹿屋市子育て支援課
	つどいの広場“パンピ”(田崎地区学習センター)	鹿屋市川西町3603-1	(0994)41-5066	鹿屋市子育て支援課
	つどいの広場“りな”	鹿屋市大手町1番1号	(0994)44-2277	リナシティかのや
	地域子育て支援センター ふたばRCルーム	鹿屋市上谷町11657番地3	(0994)41-6192	二葉保育園
	地域子育て支援センター わかば楽楽	鹿屋市寿4丁目8番14号	(0994)44-5234	わかば保育園
枕崎市	子育て支援センター キッズ	枕崎市中央町261番地	(0993)72-0382	立神 海の風こども園
阿久根市	すこやか子育て支援センター	阿久根市折口1633-3	(0996)75-0177	おりた保育園
	阿久根市子育て支援センター	阿久根市鶴見町200番地	(0996)72-3939	みなみ保育園
出水市	出水市子育て支援室	出水市平和町97番地	(0996)63-7705	出水市こども課
	子育て支援センター ハートフル	出水市高尾野町柴引2061	(0996)82-5600	もみじ保育園
指宿市	乗船寺保育園地域子育て支援センター	指宿市湊1-11-5	(0993)22-4407	乗船寺保育園
	開閨子育て支援センター KID'Sキッズ	指宿市開閨十町2807	(0993)32-2270	開閨保育園
西之表市	わかみや地域子育て支援センター 島っ子	西之表市西之表16314-4	(0997)23-0999	若宮保育園
	西之表市子育て支援センター にこにこひろば	西之表市西之表9786	(0997)23-0017	西之表市子育て支援センター
垂水市	垂水市子育て支援センター	垂水市南松原町38番地	(0994)31-3052	垂水市福祉課
薩摩川内市	すくすくランド	薩摩川内市中郷4丁目187	(0996)22-5800	育英保育園
	ほっとランド	薩摩川内市宮里町3048-9	(0996)22-8313	清水丘保育園
	すわっこ	薩摩川内市樋脇町市比野5322-2	(0996)38-1193	諏訪保育園
	つどいの広場 おいでおいで	薩摩川内市西向田町18-26	(0996)20-6682	関小児科医院
	子育て支援センター ばびいら	薩摩川内市隈之城町1001	(0996)25-1815	純心幼稚園
	子育て支援センター スマイリィ	薩摩川内市 青山町4194	(0996)20-0775	青山幼稚園
	地域子育て支援センター ほけっと	薩摩川内市平佐町3669-1	(080)2779-6723	せんだい幼稚園
	地域子育て支援センター てとて	薩摩川内市御陵下町19-5	(0996)20-2630	川内すわこども園内
日置市	子育てひろば ちゃお	日置市伊集院町都2056-1	(099)273-1277	あづま保育園
	子育て支援センター エンゼル	日置市東市来町美山1076	(099)274-0838	美山保育園
	子育て支援センター You・ゆう	日置市日吉町吉利3050	(099)292-4014	吉利保育園
	子育て支援センター こがめ	日置市吹上町中之里862	(099)296-3888	厳浄寺保育園
曾於市	曾於市子育て支援センター	曾於市末吉町二之方2342-2	(0986)76-6565	そお生きいき健康センター

V 保護者の学び場

市町村名	センター名	施設住所	電話番号	母体保育園等
霧島市	霧島市地域子育て支援センター	霧島市国分福島1丁目1番25-1	(0995)45-4920	霧島市子どもセンター内
	子育て支援センター ひだまり	霧島市溝辺町麓2560	(0995)58-3005	照明保育園
	子育て支援センター びよびよ	霧島市横川町上ノ4503-1	(0995)73-2371	安良保育園
	子育て支援センター 子育てルンルン	霧島市霧島田口807	(0995)67-1482	きりしまこども園
	子育て支援センター すくすく	霧島市福山町福山4930-2	(0995)56-2862	牧之原認定こども園
	子育てサロン つどいのひろば	霧島市隼人町松永1434-2	(0995)43-3729	霧島市社会福祉協議会
	子育て支援センター キッズパークきりしま	霧島市国分中央三丁目9番20号 国分パークプラザ2階	(0995)48-6886	NPO法人 きりしま市民活動支援機構
	子育て支援センター アトムの家	霧島市国分野口西9-45	(0995)73-3467	のぐち童夢園 2階
	地域子育て支援センターぼっけ	霧島市国分広瀬4-4-25	(090)5027-1241	東国分保育園
いちき串木野市	さわやか子育て支援センター	いちき串木野市西塩田町73-1	(0996)33-0192	太陽保育園
南さつま市	南さつま市子育て支援センター こみなとさん家	南さつま市加世田小湊8895	(0993)53-9834	正信寺保育園
志布志市	志布志市子育て支援センター はぐみランド	志布志市志布志町志布志3-26-1	(099)472-8993	志布志市子育て支援センター
	通山子育て支援センター	志布志市有明町野井倉8547-1	(099)474-1506	通山保育園
奄美市	子育て支援センター わくわくひろば	奄美市名瀬朝仁新町25-18	(0997)53-5900	朝仁保育園
南九州市	南九州市地域子育て支援センターつみき	南九州市頰娃町別府6652-2	(0993)38-0800	大川保育園
伊佐市	大口子育て支援センタールピナス	伊佐市大口下殿1678-10	(0995)23-5080	大口里保育園
	菱刈子育て支援センター・ふおーちゆねとまむ さるーん	伊佐市菱刈前目711-1(まごし館内)	(0995)26-2882	慈光保育園
始良市	子育て支援センター ひよこサークル	始良市加治木町木田4872-2	(0995)63-5043	高井田保育園
	子育て支援センター あゆみ	始良市平松5061-2	(0995)65-1710	希望ヶ丘保育園
	子育て支援センター 建昌っ子	始良市東餅田2602	(0995)67-3333	建昌保育園
	子育て支援センター たんぽぽ	始良市下名60番地	(0995)65-2531	山田保育園
	あいら親子つどいの広場「あいあい」 かじき親子つどいの広場「かじきっず」	始良市西餅田589番地 始良市加治木町本町253	(0995)73-5333 (0995)73-6912	始良公民館 加治木保健センター
三島村	みしま村子育て広場 野いちご	鹿児島郡三島村黒島67-4	(099)222-3141	三島村
	みしま村硫黄島つばき園	鹿児島郡三島村硫黄島90	(099)222-3141	三島村
	みしま村竹島グーミーズ	鹿児島郡三島村竹島7	(099)222-3141	三島村
十島村	くちっこ園	鹿児島郡十島村口之島19-67	(09912)2-2221	十島村
	中之島ほしのこ園	鹿児島郡十島村中之島133番	(09912)2-2131	十島村
	すわっこ園	鹿児島郡十島村諏訪の瀬島90番	(09912)2-2666	十島村
	のびっこ園	鹿児島郡十島村大字悪石島65番26	(09912)3-2021	十島村
	子宝園	鹿児島郡十島村大字小宝島16番	(09912)4-2010	十島村
	子育て広場 いまきら園	鹿児島郡十島村宝島923番	(09912)4-2217	十島村
さつま町	子育て支援センター クオラ	薩摩郡さつま町船木2317	(0996)53-1184	保育園クオラキッズ
	にこにこハウス	薩摩郡さつま町柏原5183	(0996)59-8675	旭保育園
長島町	子育てひろば すまいる	出水郡長島町鷹巣1659-1	(0996)86-2331	長島町社会福祉協議会
湧水町	子育て支援センター すくすく	始良郡湧水町川西800-1	(0995)75-2040	円乗寺保育園
	子育て支援センター ぼかぼか	始良郡湧水町米永433-1	(0995)74-5014	心光保育園
大崎町	子育て支援センター のび・のび・ランド	曾於郡大崎町仮宿1555-2	(099)476-0025	南光保育園
東串良町	子育て支援センター ひまわり館	肝属郡東串良町川西1902	(0994)63-5533	青葉保育園
錦江町	錦江町田代子育て支援センター	肝属郡錦江町田代川原275-1	(0994)25-2037	川原保育園
	大根占子育て支援センター ほほえみ	肝属郡錦江町城元4750-3	(0994)29-0256 (080)6452-1658	ひかり保育園
南大隅町	南大隅町子育て支援センター	肝属郡南大隅町根占川北1897-2	(0994)24-2212	根占保育園
肝付町	高山子育て支援センター ちゃいるどほうす	肝属郡肝付町新富5589-8	(0994)65-1308	高山保育園
	肝付町内之浦地域子育て支援センター	肝属郡肝付町南方2638-1	(0994)67-2349	内之浦幼稚園跡地
中種子町	子育て支援センター おひさま	熊毛郡中種子町野間4303	(0997)27-0031	中央保育所
南種子町	子育て支援センター そよかぜ	熊毛郡南種子町中之上2788-1	(0997)26-6639	あおぞら保育園
瀬戸内町	すこやか福祉センター	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23	(0997)72-1068	瀬戸内町
喜界町	子育て支援センター ひまわり	大島郡喜界町大字湾1794	(0997)65-1419	ひまわり第一保育園
徳之島町	子育て支援センター われんきや広場	大島郡徳之島町亀津2884-1 徳之島町合同会館1階	(0997)82-0660	親子ネットワークがじゅまるの家
和泊町	地域子育て支援センター ほっとステーション	大島郡和泊町和39-3	(0997)84-3526	和泊町保健センター
知名町	子育て広場 あしBee~Na	大島郡知名町瀬利覚2126	(0997)93-2075	知名町保健センター
与論町	ゆんぬ子育て支援センター	大島郡与論町茶花2002-1	(0997)97-4285	ハレルヤこども園



2 PTA, おやじの会, 家庭教育学級

幼・保育園や各学校には、「PTA」や「おやじの会」、「家庭教育学級」といった保護者を対象とした活動や学ぶ機会があります。積極的に参加し、仲間と一緒に活動したり語ったりしながら交流を深めましょう。

(学校や園によっては無い活動もあります。)

PTAとは



PTAは、青少年の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実を図るため、会員相互の学習その他必要な活動を行う団体です。

〔昭和42年の社会教育審議会報告『父母と先生の会の在り方について』から〕

おやじの会とは



父親の家庭及び地域の教育へのかかわりを重要視し、家庭や地域において子どもに目を向け、ふれあいの機会を広げるなど、親としての役割を高め、健全な青少年の育成を図ることを目的として活動する父親の集まりです。現在は、父親だけでなく、母親や教職員など幅広く受け入れて活動しているところが増えています。

<活動例>

- ・奉仕活動（通学路の除草作業、学校林の下払い等）
- ・スポーツ活動
- ・リサイクル活動
- ・街頭補導
- ・PTAバザーへの協力
- ・PTA奉仕作業への協力
- ・運動会への協力
- ・通学路の安全点検
- ・地域の伝統行事や伝統芸能の継承活動への協力
- ・学校施設点検への協力
- ・校区の「史跡巡り」や「歩こう会」の実施 等

家庭教育学級とは



保護者が家庭教育に関する学習を一定期間にわたって計画的・継続的かつ集団的に行う事業です。

<内容例>

- ・基本的生活習慣
- ・食に関する教育
- ・人権・いじめ問題
- ・ネット問題（依存、モラル等）
- ・防災、減災
- ・消費者問題
- ・性に関する教育
- ・家庭学習の習慣化 等

かごしまの教え

鹿児島には日常生活の中で、語りつがれてきた格言やことわざが残っています。郷土の先人たちが語り伝えてきたさまざまな教えは、時代の移り変わりにより、必ずしも現代社会にそのまま当てはまらないものもあるかもしれません。しかし、その根底にある人間としての生き方は、現代社会に生きる私たちに多くのことを教えてくれる、言葉の泉となっています。

— 16世紀に南薩摩を治めた

しまづじつしんこう
島津日新公「いろは歌」から—

いにし(え) (え)
古への道を聞きても唱へても
おこなひ(い) (い)
わが行にせずばかひなし

「昔から伝わる立派な教えをいくら聞いても、またどれだけ口先で唱えても、自分で実行しなければ何の役にも立たない。」という教えです。

— 「鹿児島県内のことわざ」から—

や すと
家なれど 外なれ

(奄美大島のことわざ)

「家庭でのしつけや生活習慣がよく身につけていけば、外に出たときそのしつけは行いとなって表れる。」という教えです。



— 「西郷南洲翁遺訓」から—

みち てん ち し ぜん もの これ おこな(う)
道は天地自然の物にして、人は之を行ふものなれば、

てん けい もくてき てん われ どういつ あい たま(う)
天を敬するを目的とす。天は人も我も同一に愛し給ふ

(え) われ あい ころもつ あい なり
ゆゑ、我を愛する心を以て人を愛する也。

[意識]

道というのはこの天地のおのずからなるものであり、人はこれにのっとって行うべきものであるから何よりもまず、天を敬うことを目的とすべきである。天は他人も自分も平等に愛して下さるのだから、自分を愛する心をもって人を愛することが肝要である。



— 「鹿児島県内のことわざ」から—

な と
泣こかい 跳ばかい
な と
泣こよっか ひっ跳べ

「跳べないとおじけて泣こうか、それとも跳ぼうか。泣きべそをかくより、えいっと思い切り跳んでやれ。」という教えです。



— 「鹿児島県内のことわざ」から—

てんと
お天道さまが見ちよいやっど

てんとうさま ちか
天道様は近さ

(沖永良部島のことわざ)

誰も見ていないと思っても、お天道様がちゃんとお見通しだから悪いことはしてはいけない。「お天道様はついて回るから、いつもあなたの良心に聞いてみなさい。」という教えです。

これまでに作成した家庭教育に関するリーフレット

県教育委員会では、子どもを健やかな成長へ導くためのリーフレットを作成しています。研修会等で活用してみませんか。

表中のリーフレットは、県のホームページからダウンロードできます。

鹿児島県 家庭の教育力の向上

検索

作成年度	リーフレット名称	配布対象等
H28	□家庭教育1・2・3～キホンをホンキで～キホンその3「規範意識を育むために」	公立小・中・高校・特別支援学校 新一年生の保護者等
H27	□家庭教育1・2・3～キホンをホンキで～キホンその2「家族のふれあい・絆編」〔小学校版〕 □家庭教育1・2・3～キホンをホンキで～キホンその2「家族のふれあい・絆編」〔中学校版〕 □家庭教育1・2・3～キホンをホンキで～キホンその2「家族のふれあい・絆編」〔高等学校版〕	小・中・高校・特別支援学校の保護者等
H26	□家庭教育1・2・3～キホンをホンキで～キホンその1「基本的生活習慣編」〔小学校版〕 □家庭教育1・2・3～キホンをホンキで～キホンその1「基本的生活習慣編」〔中学校版〕 □家庭教育1・2・3～キホンをホンキで～キホンその1「基本的生活習慣編」〔高等学校版〕	小・中・高校・特別支援学校の保護者等
H25	□家庭教育1・2・3～キホンをホンキで～ 〔表紙・裏表紙〕 □家庭教育1・2・3～キホンをホンキで～ 〔中見開き〕	小・中学校新一年生保護者等
H24	□かごしまの家庭教育「ひとの子どもわが子どもみんな地域の子」～子どもの自立につながる体験活動を～	小学校新一年生保護者等
H23	□かごしまの家庭教育「ひとの子どもわが子どもみんな地域の子」（大人が取り組むべき事項）	小学校新一年生保護者等
H22	□地域全体で支える家庭教育～家庭教育シンポジウム報告～	小学校新一年生保護者等
H21	□地域全体で支える家庭教育～訪問型家庭教育支援事業～	小学校新一年生保護者等
H20	□あなたの家庭教育応援します	小学校新一年生保護者等
H19	□家庭教育「さしすせそお！」（表紙・裏表紙） □家庭教育「さしすせそお！」（中面）	小学生保護者等
H18	□早寝早起き朝ごはん	小学生保護者等



鹿児島県の主な相談機関を紹介します。

● 「家庭教育やしつけ」について

- ◆PTAすくすくライン …………… ☎099-251-0309
 【電話】月～金 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始休暇休み）

● 「学校のこと」「いじめ・不登校」について

- ◆24時間子どもSOSダイヤル …………… ☎0120-0-78310（24時間いつでも対応）
 ◆かごしま教育ホットライン24 …………… ☎0120-783-574（24時間いつでも対応）
 ※携帯電話はつながりません。
 ☎099-294-2200（24時間いつでも対応）

● 「不登校・ひきこもり等」について

- ◆かごしま子ども・若者相談センター …………… ☎099-257-8230（火～日 10:00～17:00）
 【電話】火～日・祝 10:00～17:00（月休み） 【来所】電話での予約が必要

● 「障害や学習・行動面のつまずきに関すること」について

- ◆県総合教育センター特別支援教育研修課 …………… ☎099-294-2820
 【電話】月～金 8:30～17:00（土・日・祝日休み） 【来所】電話での予約が必要
 ◆県発達障害者支援センター …………… ☎099-264-3720
 【電話】月～金 8:30～17:00（土・日・祝日休み） 【来所】電話での予約が必要

● 「養育上の悩みや非行・虐待など児童の福祉」について

※ 虐待に関する相談や通告は、各児童相談所で24時間365日受け付けています。

- ◆県中央児童相談所 …………… ☎099-264-3003（8:30～17:15）
 ◆県大隅児童相談所 …………… ☎0994-43-7011（8:30～17:15）
 ◆県大島児童相談所 …………… ☎0997-53-6070（8:30～17:15）
 ◆子ども・家庭110番 …………… ☎099-275-4152（9:00～22:00）
- 土・日・祝日
 年末年始を
 除く

● 「子どもの非行などの問題行動」について

- ◆県警少年サポートセンター
 ヤングテレホン …… ☎099-252-7867
 ヤングメール …… kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp
 【電話】月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
 【来所】電話での予約が必要



IX 鹿児島県家庭教育支援条例

○鹿児島県家庭教育支援条例

平成25年10月11日
条例第59号

鹿児島県家庭教育支援条例をここに公布する。

鹿児島県家庭教育支援条例

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点であると言われる。このことは、子どもにとって、親が人生最初の教師であるとも言える。

基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心、自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。特に、幼少期における家庭教育は、人の一生に大きな影響を及ぼす面があり、学校の役割は、その家庭で造り上げられた土台の上に建物を乗せるようなものである。

私たちが住む鹿児島県には、「郷中教育」や「日新公いろは歌」などの教えをはじめ、教育を大事にする伝統や風土があり、これらを背景に地域の教育力が育まれていく中で、日本の黎明期をリードした幾多の^物人材を輩出してきた。そして、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、その他県民みなで協働することで子どもの育ちを支えてきた。また、子どもの育ちとともに親としての育ちも支えられてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中で、次第に地域の教育力が低下していき、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力も低下してきていることが指摘されている。また、子育て等に対する親の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめの問題や子どもたちの自尊心の低さも指摘されている。現代社会は、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、社会経済も変動しており、家庭教育が困難になっている社会とまず認識することが必要である。

これまでも、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

家庭教育が困難になっている家庭への支援は、重要な社会的課題であり、こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる鹿児島県の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策(以下「家庭教育支援施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、家庭教育支援施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。)がその子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所

及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園をいう。

- 4 この条例において「地域活動団体」とは，社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体，地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で，地域的な共同活動を行うものをいう。
- 5 この条例において「事業者」とは，事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 保護者は，その子どもの教育について第一義的責任を有する。

- 2 家庭教育の支援は，学校等，職域，地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が，それぞれの役割を果たすとともに，家庭教育の自主性を尊重しつつ，相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は，前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり，家庭教育支援施策を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

- 2 県は，前項の規定により家庭教育支援施策を策定し，及び実施するに当たっては，市町村，保護者，学校等，地域住民，地域活動団体，事業者その他の関係者と連携し，及び協働して取り組むものとする。
- 3 県は，第1項の規定により家庭教育支援施策を策定し，及び実施するに当たっては，保護者及び子どもの障害の有無，保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は，市町村が家庭教育支援施策を策定し，又は実施しようとするときは，市町村に対して情報の提供，技術的助言その他必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は，基本理念にのっとり，その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして，子どもに愛情をもって接し，生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに，自立心を育成し，心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとし，また，自らも親として成長していくよう努めるものとする。

(学校等の役割)

- 第7条 学校等は，基本理念にのっとり，保護者及び地域活動団体と連携し，及び協働して，子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに，自立心を育成し，心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 学校等は，県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

- 第8条 地域住民は，基本理念にのっとり，互いに協力し，家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるとともに，地域における歴史，伝統，文化等に関する行事等を通じ，子どもの健全な育成に努めるものとする。
- 2 地域活動団体は，基本理念にのっとり，保護者及び学校等と連携し，及び協働して，家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。
 - 3 地域活動団体は，県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は，基本理念にのっとり，家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み，その雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備その他の従業員の職業生活と家庭生活

との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、家庭教育支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第11条 知事は、毎年度、家庭教育支援施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(親としての学びを支援する学習機会の提供)

第12条 県は、親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援するための学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、親としての学びを支援するための講座の開設その他の保護者の学習の機会の提供を図るものとする。

(親になるための学びの推進)

第13条 県は、親になるための学び(子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になるために必要な知識を学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援するための学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、学校等が親になるための学びの機会を提供する場合は、これを支援するものとする。

(人材養成等)

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育の支援を行う人材相互の連携の推進を図るものとする。

(関係者の連携した活動の促進)

第15条 県は、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。

(相談体制の整備・充実)

第16条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第17条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び県民への提供を行うものとする。

2 県は、教育における保護者の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行うものとする。

3 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組の実施、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



子どもを健やかな成長へみちびく
かごしま家庭教育ナビ

編集 鹿児島県教育庁社会教育課
発行

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL : 099-286-5339 FAX : 099-286-5673
E-mail : ed-youth@pref.kagoshima.lg.jp

平成30年3月